

浦安市補助金評価委員会設置要綱

(設置)

第1条 本市が交付する補助金等(浦安市補助金等交付規則(昭和53年12月23日浦安市規則第10号)に定める補助金等をいう。以下同じ。)を評価するため、浦安市補助金評価委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に提言する。

- (1) 補助金の評価。
- (2) 補助金の見直し方針に関すること。
- (3) その他補助金等に関し必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は7人以内をもって組織とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 補助金交付団体等を代表する者
- (3) 市民(公募による)

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総理し、委員会の会議(以下「会議」という。)の議長となる。

3 副委員長は、委員長の補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が召集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。